

個人番号の本人確認書類について

平成28年1月以降、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の申請書に、個人番号（マイナンバー）を記載することが必要となりましたので、申告特例申請書と併せて、以下の書類等を同封のうえ、ご郵送ください。

1 個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方

- ・個人番号カード（注1）の写し（表、裏のそれぞれが必要です。）

（注1）個人番号カードとは、本人が市町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。

2 個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちでない方

- ・以下の ①の書類のうちいずれか1つ と ②の書類のうちいずれか1つ

又は

- ・以下の ①の書類のうちいずれか1つ と ③の書類のうちいずれかを2つ以上

①次の書類等の写し

- 個人番号の通知カード（注2）

（注2）住所・氏名が住民票の記載と一致しているものに限り、裏面に住所・氏名の変更記載がある場合は、表、裏のそれぞれが必要です。

※ 令和2年5月25日に個人番号の通知カードが廃止されたことにより、住所・氏名が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類として利用できなくなりました。

- 住民票（個人番号付き） ○住民票記載事項証明書（個人番号付き）

②次の顔写真付きの書類等の写し

- 運転免許証 ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳
- 顔写真付き社員証 ○顔写真付き資格証明書 ○顔写真付き身分証明書
- 公的医療保険の被保険者証（顔写真なし） ○年金手帳（顔写真なし） 等

③次の書類等の写し

- 住民票 ○顔写真なしの社員証 ○顔写真なしの資格証明書
- 顔写真なしの身分証明書 ○納税証明書 ○納税通知書
- 印鑑登録証明書 ○地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- 母子健康手帳 ○戸籍の附票の写し（謄本又は抄本） 等

※ 本人確認書類の詳細については、税務課のホームページ「本人確認（番号確認・身元確認）に必要な書類等について」をご確認ください。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/mynumber/honninkakunin.html>)

お問い合わせ先

税務課 ふるさと納税担当

電話番号：029-301-2418